

事業者名**「令和8年度北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業業務委託」****受託要件チェックシート**

項目	項目の基準、視点	確認欄 当てはまるもの に✓を記入
1実務実施体制および運営	① 本事業を管理する者(事業実施責任者)がいる。 ② 産前産後子育て支援ヘルパーとして派遣可能な従事者を2名以上有している。	
	③ 産前産後子育て支援ヘルパーは次に掲げる要件を満たしていること。 ア 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者。 イ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有している。 ウ 心身ともに健康である。	
	④ 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱第4条(サービスの内容)に規定した事業内容を提供できる。	
	⑤ きたきゅう子育て応援アプリでの申請受付ができる。	
	⑥ 行政など関係機関と適切な連携・調整を行うことができる。	
	⑦ 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体(法人)等であり、北九州市内に事業所がある。	
	⑧ 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者である。	
	⑨ ①と同等のサービスが提供できる。	
	⑩ 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができる。	
	⑪ 市物品等供給契約有資格業者名簿に登録されている。	
	⑫ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない。	
	⑬ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でない、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けていない。	
	⑭ 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない。	

次項につづく

	<p>⑯ 次の号のいずれにも該当しない。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北九州市暴力団排除条例※(平成22年北九州市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの。</p> <p>イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの。</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。</p>	
	<p>⑰ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない。また民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされていない。</p>	
	<p>⑯ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない。</p>	
	<p>⑯ 本市から指名停止を受けている期間中でない。</p>	
	<p>⑯ 訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。</p>	
2事故予防	<p>① 事故予防を踏まえた体制があり、事故防止マニュアル等がある。</p> <p>② 損害賠償保険等保険に加入している。</p>	
3苦情処理体制	苦情等の際には、誠意をもって迅速適切に対応できる。	
4個人情報の保護体制	<p>① 個人情報を取得する時は、個人情報を利用する目的を利用者に説明し、目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段で取得できる。</p> <p>② 個人情報を管理するために、保管庫の施錠や立入の制限等、安全管理ができる。</p>	
5職員の人材育成及び健康管理	<p>① 産前産後子育て支援ヘルパーに対して、資質の向上、個人情報保護、感染症予防等の必要な研修を行っている。</p> <p>② 従事者への健康診断等の管理体制が整っている。</p>	
7感染予防	<p>① サービス提供前に、検温等の体調チェックを行い、記録している。</p> <p>② 標準的な感染防止対策を実施している(手洗い・消毒・マスクの着用・換気等)。</p> <p>③ 利用者が体調が悪い時には、利用させないように周知できる。</p>	